

退職所得控除の額

(49年税制改正)

改 正 後		改 正 前	
勤続年数	控除額 (1年につき)	勤続年数	控除額 (1年につき)
20年まで	20万円	10年まで	10万円
		10年をこえ 20年まで	20万円
20年をこえ	40万円	20年をこえ 30年まで	30万円
		30年をこえ	40万円

△退職金をもらつたら
退職手当は、永年の勤務に対する勤続報償的給与で、給与所得の一形態であるとも考えられます。一時に支給されることや老後の生活保障的な意味合いの所得であることなどを考慮し、課税の累進性を軽減するため、所得金額の計算には、勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除し、他の所得と分離して課税することになります。

退職所得の金額 = 収入金額 - 退職所得控除額

$$\text{退職所得の金額} = \text{税率} \times \text{税金}$$

$$(\text{税率については、「昭和四十九年分の退職所得の源泉徴収税額表」})$$

$$\text{を用いて計算します。})$$

退職所得は、他の所得と分離して課税することになっているため支払者のもとで、支払いのときに正規の所得税額を計算することができます。

給与所得と同様に源泉徴収制度を採用し、確定申告書を提出することで手数を省略しています。

一、税金の計算方法

なお、ことしの税制改正で、「退職所得控除」の引き上げ(一歳、境遇にかかわりなく誰でも生まれながらにもつているもの)です。

人権とは、すべての人間が幸福な生活を営むために

第一十六回人権週間始まる

皆さん、もし、榮はとうてい望めません。

お互いのくらしを守り、住みよいまちをつくりましょう

皆さんは、日常の会話で「人権問題」とか「人権侵害」という言葉を耳にしたことはありますか。

ところが最近、人権についての正しい理解をもたないため、老人や子供に対する虐待、夫婦のいざこざをはじめ、集団のりんチ事件、さらに今日の重大な

人からみじめな扱いを受けるようないことは、どんな理由がある

としても許されない人権の問題です。一人一人の人権が守られない世の中では、個人はもとよ

り、社会全体の繁

幸はとうてい望めません。

社会問題である交通事故や公害など私たちの人権を脅かす種々の問題が多く発生しています。

このように、人間が人間らしく取り扱われないで、社会や他

の正しい理解をもたないため、不幸に他人から人権を侵害された場合や生活のいろいろな悩みがあれば、千葉地方法務局八日市場支局、電話二一〇三三四に相談してください。

「退職所得控除」の引き上げ(一月一日施行)と源泉所得税の税率が緩和されたことで、「退職所得の源泉徴収税額表」の改正(四月一日施行)が行なわれました。

この改正で、すでに納めた源泉徴収額が過納となつた人については、六月三十日までに還付請求をすることになりましたが、まだ、お済みでない人は確定申告により還付を受けてください。

△確定申告

退職所得を申告する人は、「分离課税用」の申告書を使ってください。

なお、税金の算出方法は次のとおりです。

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2

（勤続年数 - 二十年）

二、勤続年数が二十年以下の時によつて計算した金額に一〇〇万円を加えたもの。

△退職所得は原則として、源泉徴収で行なわれますが、次のような場合には、確定申告が必要です。

一、退職時に、「退職手当の受給に関する申告書」を提出していないかったため、退職所得金額について計算した所得税の額が、源泉徴収された税額を超える場合。

二、所得控除や税額控除の額が、他の所得金額から引ききれないで、なお、ことしの税制改正では、

△退職所得を申告する人は、「分离課税用」の申告書を使ってください。

なお、税金の算出方法は次のとおりです。

（次号へ続く）